

経済産業省

平成24・05・02貿局第2号
輸出注意事項24第36号

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の一部を改正する通達を次のように定める。

平成24年5月15日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の一部を改正する通達

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（平成24年3月23日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第24号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成24年5月15日から施行する。

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（平成24年3月23日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第24号）

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 輸出者が確認すべき事項 (1)～(5) (略) (6) 輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン (略) [貨物等の用途・仕様] ①～② (略) [貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件] ③～⑤ (略) [貨物等の関連設備・装置等の条件・態様] ⑥～⑨ (略) [表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様] ⑩～⑫ (略) [貨物等の支払対価等・保証等の条件] ⑬～⑭ (略) [据付等の辞退や秘密保持等の態様] ⑮～⑯ (略) [外国ユーザーリスト掲載企業・組織] ⑰ 外国ユーザーリスト（平成23・11・30貿局第3号）に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（1. の（3）に掲げる核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致しないこと。</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 輸出者が確認すべき事項 (1)～(5) (略) (6) 輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン (略) [貨物等の用途・仕様] ①～② (略) [貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件] ③～⑤ (略) [貨物等の関連設備・装置等の条件・態様] ⑥～⑨ (略) [表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様] ⑩～⑫ (略) [貨物等の支払対価等・保証等の条件] ⑬～⑭ (略) [据付等の辞退や秘密保持等の態様] ⑮～⑯ (略) [外国ユーザーリスト掲載企業・組織] ⑰ 外国ユーザーリスト（平成23・11・30貿局第3号）に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（1. の（3）に掲げる大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致しないこと。</p>

[その他]

⑱ (略)

2. ～ 6. (略)

様式 1～3 (略)

別記 1～2 (略)

[その他]

⑱ (略)

2. ～ 6. (略)

様式 1～3 (略)

別記 1～2 (略)